

社会福祉法人信和会

事務決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、社会福祉法人信和会(以下「法人」という。)の理事長の権限に属する事務の専決、代決その他の処理について必要な事項を定めるところにより、事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに決裁責任の所在を明確にし、法人の能率的運営を図ることを目的とする。

(決裁の順序)

第2条 決裁を受けようとするときは、順次上司を経由し、合議の必要のあるものについては合議を経たあと、決裁を受けなければならない。

(理事長の決裁事項)

第3条 理事長の権限に属する事務のうち、重要事項や疑義のある事項については、全て理事長の決裁を受けなければならない。

2 前項に定める重要な事項とは、おおむね次の各号に定めるとおりとする。

- (1)理事会、評議員会の招集及びこれに付議すべき議案に関する事
- (2)諮問に関する事
- (3)定款及び規則、規程、細則等の制定、改廃に関する事
- (4)理事及び理事に係る経費に関する事
- (5)事業計画の編成及び事業報告の作成に関する事
- (6)法人の経営に関する事
- (7)職員の任免、給与、服務及び賞罰に関する事
- (8)予算の編成及び決算の作成に関する事
- (9)職員辞令や関係する各種委員の任免に関する事
- (10)補助金等の申請に関する事
- (11)重要な通知、申請、届出、報告、照会及び回答に関する事
- (12)役員の出張に関する事
- (13)寄附金に関する事
- (14)1件10万円以上の契約に関する事
- (15)予備費の充当及び1件10万円以上の予算の流用に関する事
- (16)理事等の出張及び休暇に関する事
- (17)業務上の傷病の認定に関する事
- (18)勤務時間の特例の承認に関する事
- (19)職員の職務に専念する義務の免除に関する事

(20)情報公開に関する事務に関すること

(21)その他、理事長の決裁に付すべき重要な事項

(理事又は経営管理部長又は総務課長又は人事課長又は経理課長（以下「理事等」という）の決定事項)

第5条 理事等は、おおむね次の各号に定める事項を決定することができる。

(1)会計責任者の事務に関すること

(2)小口現金の管理に関すること

(3)補助金等の申請及び請求に関すること

(4)1件10万円未満の契約に関すること

(5)定例的な給与その他の人件費に係る支出命令に関すること

(6)職員の諸手当の支給決定に関すること

(7)臨時職員の任免、給与、服務及び賞罰に関すること

(8)公印・公用車・法人が所有する備品及び事務機器の保管に関すること

(9)軽易な通知、申請、届出、報告、照会及び回答に関すること

(10)職員の出張に関すること

(11)職員の事務引き継ぎに関すること

(12)職員の休暇に関すること

(13)関係団体との連絡調整に関すること

(14)文書の收受、発送、配付、保存及び廃棄に関すること

(15)各事業所の管理に関すること

(16)苦情の解決に関すること

(17)職員の育成及び健康管理に関すること

(18)日誌等、各種様式の内容審査に関すること

(19)ヒヤリハット、事故報告に関すること

(20)方針の確定している事業の運営管理に関すること

(21)その他、理事長が特に指定した事項

(施設長又はセンター長又は所長又はホーム長又は事務長又は園長（以下「施設長等」という。）の決定事項)

第6条 施設長等は、おおむね次の各号に定める事項を決定することができる。

(1)10万円未満の補助金等の申請及び請求に関すること

(2)1件5万円未満の契約に関すること

(3)公務災害補償に関すること

(4)諸証明に関すること

(5)担当職員の出張に関すること

(6)担当職員の事務引継に関すること

(7)担当職員の休暇に関すること

- (8)介護保険事業等の利用契約に関する事
 - (9)福祉サービスの利用決定に関する事
 - (10)実習生の受入に関する事
 - (11)部会の事務に関する事
 - (12)後援、共催、協賛等の許可に関する事
 - (13)事業運営にかかる軽微な事項に関する事
- 業務日誌に関する事
- (1) 個別記録に関する事
 - (2)職員会議に関する事
 - (3) 運営推進会議に関する事
 - (4)復命書に関する事
 - (5) 家族宛に発送する文書(軽微)に関する事
 - (6)勤務表に関する事
 - (7)時間外・勤務変更・勤務振替・有給に関する事
 - (8)その他、理事等が特に指定した事項

(決定後の報告)

第4条 決定者は、決定した場合において必要と認められるときは、決定した事項を関係上司に報告しなければならない。

(代決)

第5条 理事長の決裁を受けるべき事務について、理事長が不在のときは、理事長があらかじめ指名するものが代決することができる。

2 理事長の決裁を受けるべき事務について、理事長及びあらかじめ指名するものが不在のときは、理事等が代決することができる。

(代決の制限)

第6条 前条の規定により代決できる事項は、次の各号に定めるものを除き、あらかじめ指示を受けたもの及び特に緊急に処理しなければならないものに限る。

- (1)内容が特に重要であると認められる事項
- (2)内容が異例であり、又は重要な先例によると認められる事項
- (3)内容に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められる事項

(代決後の報告)

第7条 代理者は、代決した事項について速やかに理事長に報告し、その閲覧を受けなければならない。

(決裁に対する責任)

第8条 代理者は、決定又は代決による結果について、予知するしないにかかわらず、その権限の行使の責に応じなければならない。

(決裁区分)

第9条 決裁区分は、次の各号に定めるとおりとし、当該文書の上部に表示しなければならない。

- (1) 理事長の決裁を受けるもの
- (2) 理事等の専決により処理するもの
- (3) 施設長等の専決により処理するもの

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。